

五 條 報 廣

No.825 2017

7

みんなとつながる。こうほうごじょう。



NHK
のど自慢

in 五條市
5月21日(日)
開催されました!



+ 目次 +

- 市政の報告 2
- ごじょうフォトニュース ... 5
- くらしのメモ 8
- こそだてひろば 17
- カルムのひろば 20
- 国際交流・図書館 22
- 夏休みのイベント 24
- おしらせ・イベント 28

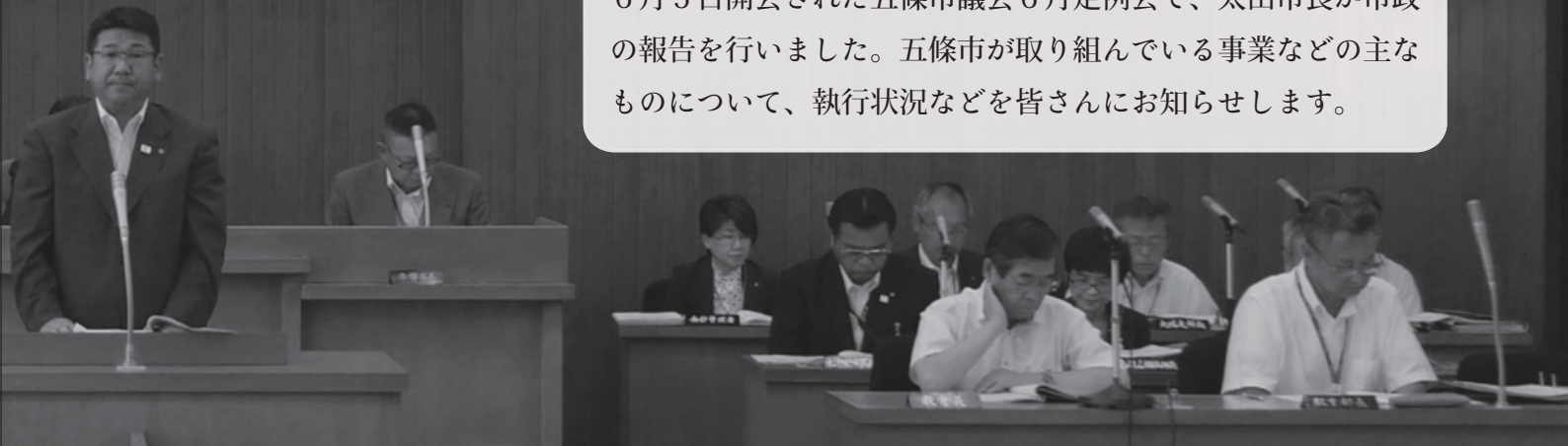
五 條 市



市制施行60周年
輝く未来へ、ともに進もう!



6月5日開会された五條市議会6月定例会で、太田市長が市政の報告を行いました。五條市が取り組んでいる事業などの主なものについて、執行状況などを皆さんにお知らせします。



市制施行60周年記念事業

5月21日に各種記念事業の基幹事業の一つである「NHKのど自慢」が40年ぶりに当市で開催され、大盛況のうちに終了することができました。また、放送を通して全国に五條市を広くアピールすることができました。



ふるさと納税の推進

楽天市場でのふるさと納税システムの導入が効果をあげており、平成28年度の実績では、寄附件数・寄附金額ともに前年度比でほぼ倍増となりました。

防災・減災への取組

5月から五條市防災行政無線の運用を開始しました。現在運用している携帯電話へのエリアメールと併せて、災害の緊急告知や避難情報等をすばやく伝達します。

安全・安心の五條市へ

交通事故や犯罪防止の取組

春の全国交通安全運動が実施され、「交通安全市民のつどい」を始め、各種啓発活動に取り組みました。「動く防犯カメラ」として犯罪抑止と交通安全意識の向上を目的に行っているドライブレコーダー装着補助金事業については、本年度も約300台を目的に募集しており、交通事故や犯罪のない五條市の実現に向けて努力していきます。



陸上自衛隊駐屯地の誘致

平成30年度政府予算に係る概算要求に自衛隊展開基盤に関して引き続き予算化されるように知事とともに政府要望を行っていきます。

また、将来のヘリポートを併設した自衛隊駐屯地を念頭に、当該用地の取得に向け、市とし

人権を守るための取組

「人権を確かめよう日」の4月11日には、本市においても県内一斉集会を開催し、広く市民の皆さんに人権意識の高揚を図りました。



災害に強い、安全・安心のまちづくり

消防団の団員確保および災害発生時の初動体制強化を図るため、市役所支援隊の早期の発足に向け、現在団員を募集しています。

消防車両について、配備車両を整備更新計画に基づき機動性・操作性に優れた軽四輪小型動力ポンプ付積載車に更新しました。



臨時福祉給付金の

給付を行っています

政府が行う「未来への投資を実現する経済対策」として、低所得の住民に対する消費税率の引き上げによる負担を緩和するための臨時的な措置である「臨時福祉給付金」の申請受付を3月中旬から開始し、6月から給付を行っています。

「介護予防・日常生活支援総合事業」を4月からスタート

高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援するため、「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人を対象とした「一般介護予防事業」をスタートしました。この事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らし

市政の報告

4月から現在までの市政の概要について報告します。



く暮らし続けられるよう支援するための事業となっております。

安心して子育てのできる

五條市への取組

少子化対策の一環として、新婚世帯が新生活をスタートする際に必要となる住居物件を賃貸借するための費用や引越費用の一部を支援する「五條市結婚新生活支援事業補助金」については、5月から申請の受付を始めています。

また、子育て中の親の孤独感や不安感の緩和、子どもの健やかな育ちへの支援を目的としてイオン五條店2階へ開設する「五條市子育て支援センター」の整備工事に着手しています。

新市営墓地の整備

新市営墓地建設に関して平成29年3月末にプロポーザル方式により基本計画の業務委託契約を締結しました。現在は、地質調査を完了しており、今後は測量を実施し、8月末の計画策定

に向け取り組んでいます。

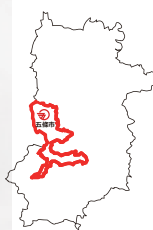
日本一の柿のまち・柿の振興

J Aならけん西吉野柿選果場では、産地パワーアップ事業による機能向上施設整備事業工事（選果設備一式）が完成しました。この事業により、選果・出荷能力、出荷される柿の品質が向上し、より一層のブランド力の向上が期待されています。



企業誘致の促進

京奈和自動車道開通を契機とした企業誘致を進めている「南大和テクノタウン」に昨年度立地を決定した1社が、秋までに操業を開始する予定です。また、今年度立地を決定した1社が、今年度内の操業開始を予定しています。



京奈和自動車道開通を契機とした観光の振興

京奈和自動車道や国道168号の市内道路整備の進捗により、県内外からのアクセス時間の短縮が一層進むものと期待されていることから、市民および市外の観光客におもてなしができる催事企画に取り組んでいきます。



ジビエを活用した観光の振興

帝塚山大学との連携により、昨年5月から運営を開始した道の駅「吉野路大塔」のレストラン「テツカフェ」も、3年目を迎えました。本年度は、これまで以上にジビエ、特に猪を利用したメニューの充実を図ります。



道路の安全点検と補修・補強

道路ストック点検により、道路附属物・法面・擁壁等の構造物・トンネル点検が完了し、その点検結果に基づき状態の悪い箇所については、順次補修工事を進めています。また、平成26年度から5か年で市道部の橋梁493か所の点検を順次実施し、その結果により補強および補修工事も進めていきます。



既存住宅の耐震診断・耐震化を支援し、安心・安全なまちへ

既存木造住宅の耐震診断・耐震改修事業は、市民の生命・生活基盤を守る重要な事業と位置づけられており、昨年度は5戸の耐震診断を実施しました。本年度も積極的な事業推進のもと、大規模地震に備えた安心・安全なまちづくりを目指します。

まちづくりの推進

平成28年度からまちづくり基本計画を県と協働で策定しています。うち、**中心市街地地区まちづくり基本計画**については、8月公表に向けて作業中です。県からの支援対象事業については、9月の個別協定締結に向けて調整を行っています。

新庁舎建設への取組

本年3月に久米・ウエスコ設計共同体が設計委託業務を受注し、基本設計に着手しています。また、随時「**新庁舎建設だより**」を発行し、周知と意見集約を行いながら、設計完了に向けて取り組んでいきます。

下水道の整備

生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めています。また、新庁舎建設工事にもなう旧五條高校跡地東側付近の整備については、家屋等の事前調査を5月で完了し、9月

初旬から本格的工事に着手するための水道管およびガス管の仮設工事に着手しています。

五條市の教育について

学校適正化事業については、地域での説明会や保護者との意見交換会を行い、これらの意見を踏まえ、**学校適正化基本計画**の策定に向けて取り組んでいます。

幼保一体化事業については、学校適正化事業と緊密な連携のもと**認定こども園の整備**に取り組んでいきます。2つの事業を連携して進めるため、教育委員会事務局に子ども未来課を設置しました。

賀名生分校の魅力発信

生徒を全国から募集します。賀名生分校魅力化事業については、生徒の農業実習を支援する団体の設立準備や就労活動について、労働局等と協議を行っています。

第32回国民文化祭

第17回全国障害者文化祭に向けての準備を進めています

今秋に開催される、国内最大級の文化イベント「**第32回国民文化祭・なら2017**」**第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会**のため、五條市の大会実行委員会を設立し、大会に向けて準備を進めています。



五條文化博物館リニューアルのため準備を進めています

市立五條文化博物館は、今年度、老朽化した建物設備の修理および展示等の一部入れ替えを行ったため休館しており、現在は工事に向けて準備を進めているところです。

民俗文化財の保存と文化を継承するための取組

市内の民俗芸能に対する理解を深めるため、市内小中学校等に「**陀々堂の鬼はしり**」・「**篠原おどり**」・「**阪本踊り**」・「**惣谷狂言**」の記録映像を収めたDVDを配布しました。

いじめ対策・不登校児童支援・ひきこもり支援の推進

いじめの防止等の対策を推進するため、「**五條市いじめ防止基本方針**」を策定しました。また、不登校の児童生徒の対応として、幅広い層を対象とした**カウンセリング事業**の充実に努めています。また、ひきこもりに悩んでいる人や家族を支援するために「**県ひきこもり相談窓口**」を子どもサポートセンターに「**出張相談会**」として開設し、アドバイザーとともに支援機関の紹介等を行い、働くことのできない若者の自立就労支援も引き続き実施しています。



市政の報告全文は、五條市ホームページからダウンロードすることができます。左のQRコードからホームページにすすんでください。

※パソコンから閲覧する人はトップページ> 市政・組織情報 > 市長の部屋 > 施政方針 > 平成29年 > 平成29年6月市政の報告に進んでください。



<http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1496383517801/index.html>



地元の皆さんと一緒に、お手を拝借！（借り人競争）

5/17 地域のふれあいと健康づくり
第26回西吉野町長寿ふれあい健康祭

五條高校賀名生分校の生徒、地域の高齢者・幼稚園児が世代を超えて交流する「第26回西吉野町長寿ふれあい健康祭」が同校のグラウンドで行われました。1974年、旧西吉野村の地元老人クラブが「西吉野町における老人と若者の交流を深め、生涯を健康で生き甲斐をもって暮らす」ことを主旨として始めたイベントで、毎年5月に開催されています。

高齢者と高校生と一緒に選手宣誓



今年も西吉野地区から高齢者ら約150人が参加し、賀名生分校生、西吉野幼稚園児と世代を超え、様々な競技で交流しました。市のマスコットキャラクターのゴーカスターも登場し、ダンスや遊戯などでは一緒に輪に加わり、にぎやかな声が響く1日となりました。



ゴーカスターと一緒にダンス

5/21 市制60周年記念・NHK奈良放送局開局80周年記念
NHKのど自慢が開催されました

五條市上野公園総合体育館（シダーアリーナ）でNHKのど自慢が開催されました。約1,200人の観客が見守る前でゲストに堀内孝雄さん・石原詢子さんを迎え、前日の予選会で選ばれた20組が出場。自慢の歌声やパフォーマンスを披露しました。また、大いに盛り上がった会場の様子はテレビやラジオを通じ、全国に生放送されました。



会場一体となって楽しみました。



5/28 相撲から礼節を学び、友達づくり
第24回わんぱく相撲 五條場所

市内の年中から小学校6年生の子どもたちが参加して、五條青年会議所主催のわんぱく相撲五條場所が、五條小学校体育館で開催されました。約80人の子どもたちが参加、奈良県相撲連盟の力士から説明を受けたあと、それぞれの学年で熱戦を繰り広げました。また、保護者らも観客席から大声で応援し、好取組には惜しめない拍手が送られました。この大会で4年～6年生の部で1位となった選手は、7月に開催される全国大会に出場します。

学年ごとにわんぱくに熱戦を繰り広げました。



試合後全員で記念撮影をしました。

5/27 地域の声を伝えるために活動
五條市自治連合会定期総会

平成29年度五條市自治連合会定期総会が市民会館で開催されました。総会では、役員を紹介や自治功労者の表彰、予算審議などが行われました。市民の福祉向上と豊かな地域づくりに寄与することが宣言され、地域の声を市政に伝える役割を確認しました。



丸山自治連合会長によるあいさつ

■役員

(役職名・氏名・地区名) (敬称略)

会長

丸山 泰登美 (野原地区)

副会長

福岡 恒一郎 (北宇智地区)

岡本 光弘 (本町地区)

堀内 伸晃 (二見地区)

高崎 浩司 (あづみ台地区)

丹原 敏男 (新町地区)

事務局長

久保 久彦 (中央地区)

会計

菊川 善久 (須恵岡口地区)

監事

西 啓助 (白銀南地区)

川村 家廣 (宗桧中地区)

書記

永井 正貴 (五條東地区)

顧問

谷向 秀喜 (牧野地区)

理事

片岡 義博 (宇智地区)

池上 輝雄 (田園地区)

遠山 重俊 (阪合部地区)

木之下 三朗 (南宇智地区)

本田 好市郎 (南阿太地区)

森脇 昭夫 (大阿太地区)

巽 一也 (白銀北地区)

今北 皓一 (賀名生地区)

福井 純二 (宗桧上地区)

畠山 金作 (宗桧下地区)

市平 克之 (大塔地区)



平成29年度自治連合会役員による集合写真

■自治功労者表彰 (敬称略)

◆市長表彰

亀谷 繁美 (相互町自治会)

栗山 芳郎 (鉄屋橋町自治会)

久次米 尋教 (北中町自治会)

永井 邦廣 (阪中町自治会)

中南 武久 (岡口東A自治会)

伊達 博彦 (二見神社前自治会)

高崎 浩司 (あづみ台A自治会)

大垣 政市 (中原開拓自治会)

◆会長表彰

津村 治 (阪下町自治会)

齋藤 仁 (川端町自治会)

本迫 正晴 (小島台団地自治会)

川ノ上 清尊 (六倉町自治会)

楨野 久和 (山ノ原町自治会)

平尾 雅信 (近内町自治会)

永井 俊明 (富之里町自治会)

上北 博義 (小古田自治会)

梶谷 逸男 (南山自治会)

日裏 一郎 (江出自治会)

辻本 道孝 (陰地自治会)

北村 勇 (辻堂自治会)

市平 克之 (宇井自治会)

西村 信隆 (引土自治会)

柳瀬 伸悟 (清水自治会)

玉井 和尋 (篠原自治会)



長年の功績に、表彰状が手渡されました。



太田市長・丸山自治連合会会長と表彰を受けたみなさんの記念撮影



テニスの部 市平和久さんによる選手宣誓

5/7 五條市体育協会主催
市民球技大会の結果報告

第35回市民球技大会は、これまでに約1,000人が参加して10競技が行われました。各競技の結果をお知らせします。(敬称略)



上野公園での開会式の様子

第35回市民球技大会各競技の結果

▼サッカーの部

(中学生の部)

優勝 五條中学校
準優勝 五條西中学校

(社会人一部)

優勝 五條F C
準優勝 BLACK BOARD

(社会人二部)

優勝 プレストF C 五條
準優勝 神宅F C



▼バスケットボールの部

(中学生男子)

優勝 五條西中学校
準優勝 野原中学校

第三位 五條中学校

(中学生女子)

優勝 五條西中学校

(一般男子)

優勝 Umizalu
準優勝 五條クラブレジェンズ

第三位 BASS GREEN

(一般女子)

優勝 YAMATO



▼テニスの部

(男子ダブルス)

優勝 上田茂・重松亨
準優勝 辻尾和也・山本喜久

(混合ダブルス)

優勝 山崎昌之・山崎孝枝
準優勝 正木亮一・正木あき



▼ゲートボールの部

優勝 上之

準優勝 下之

第三位 賀名生



▼グラウンドゴルフの部

Aゾーン

優勝 尾上勝美(丹原チームフレンド)
準優勝 浦本とし子(丹原チームフレンド)

Bゾーン

優勝 坂上嘉一(住川GG愛好会A)
準優勝 中井博文(住川GG愛好会B)

第三位 喜多務(本町会A)

Cゾーン

優勝 森義三(ひまわりクラブA)
準優勝 宮本 修作(北居会A)

第三位 藤村 清利(北居会A)

▼ペタンクの部

優勝 岸本武房・塩月スミエ(新町)

準優勝 南敬三・堤公三(おとこまえ)

第三位 北畑千慧・小平恒子(青葉会)
川嶋克信・辻本公久
(阪合部老人クラブD)

▼バレーボールの部

(中学校の部)

優勝 五條中学校
準優勝 野原中学校
第三位 五條東中学校

(一般男子の部)

優勝 市役所

(一般女子の部)

優勝 WAVE
準優勝 D-ZONE



▼ソフトテニスの部

(中学男子の部)

優勝 大垣勝哉・櫻井貴也
(五條西中学校)

準優勝 大野充輝・麻原大雅
(五條西中学校)

第三位 森一馬・天野颯
(五條西中学校)

(中学女子の部)

優勝 水扱希都・山本美夢
(五條西中学校)

準優勝 北窪莉乃・岡本夏芽
(西吉野中学校)

第三位 中井幸花・東山花音
(五條西中学校)
新子晴菜・辻本夢歩
(西吉野中学校)

(一般・高校男子の部)

優勝 木村茂和・田中良知
(五條市ソフトテニス協会)

準優勝 中村圭吾・辻内直樹
(五條市ソフトテニス協会)

(シニア・OGの部)

優勝 小林貴代・山田英男
(五條市ソフトテニス協会)

準優勝 井藤設子・喜多貴子
(五條市ソフトテニス協会)



▼卓球の部

(一般男子 一部)

優勝 安満琉斗(野原卓球クラブ)

準優勝 山内歩夢(野原卓球クラブ)

第三位 田中大志(野原卓球クラブ)

辻本凌(ETTC)

(一般男子 二部)

優勝 喜多優人(野原卓球クラブ)

準優勝 植田卓磨(五條高等学校)

第三位 井上広人(五條高等学校)

窪田尊文(五條高等学校)

(一般女子の部 一部)

優勝 下浦麻美(野原卓球クラブ)

準優勝 瀧本華鈴(五條高等学校)

第三位 榎竹菜々美(五條高等学校)

安満遥(野原卓球クラブ)

(小中学生男子の部 一部)

優勝 藏永龍輝(五條西中学校)

準優勝 速水勇文(五條東中学校)

第三位 御勢智司(二見卓球クラブ)

森川海音(野原中学校)

(小中学生男子の部 二部)

優勝 田中成龍(野原中学校)

準優勝 松原智樹(五條東中学校)

第三位 川井秀悟(野原中学校)

辻本蒼汰(五條中学校)

(小中学生女子の部 一部)

優勝 田中里歩(五條東中学校)

準優勝 岡本章那(西吉野中学校)

第三位 森本千尋(野原卓球クラブ)

三箇深鈴(五條東中学校)

(小中学生女子の部 二部)

優勝 泉谷瑞穂(西吉野中学校)

準優勝 大西香理(五條中学校)

第三位 田中咲那(五條東中学校)

水本吏音(西吉野中学校)

(ラージボールの部 一部)

優勝 石阪敬啓(五條ラージ)

準優勝 田野瀬俊夫(五條ラージ)

第三位 峯野博己(五條ラージ)

山本仁子(五條ラージ)

(ラージボールの部 二部)

優勝 堤 緑(五條ラージ)

準優勝 松下光宏(五條ラージ)

第三位 久保美知代(五條ラージ)

植田イサ子(五條ラージ)

▼ソフトボールの部

優勝 北宇智地区体育協会B

準優勝 北宇智地区体育協会A

第三位 西吉野地区体育協会

第四位 阪合部地区体育協会

耐震診断・改修について

安心・安全のまちづくりのために

木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業を実施します

五條市では、安心・安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震化促進に取り組んでいます。本年度も耐震診断の助成事業と耐震改修工事の補助事業を実施しますので、次のとおり希望者を募集します。



耐震診断事業

- 補助の対象住宅は以下に該当する家屋とします。
 - ▼昭和56年5月31日以前に建築された
在来軸組工法の木造住宅
 - ▼延べ床面積250㎡以下かつ地階を除く
階数が2以下のもの
 - ▼その他の条件に関しては問い合せてください。
- ※補助対象者 住宅の所有者
- 診断の費用は無料です
- 募集件数 20件（先着順）
- 受付期間 7月10日（月）～21日（金）
- ※土日祝日を除く

耐震改修工事補助事業

- 補助の対象工事 次のすべての条件を満たすものとします。
 - ▼市内の木造住宅で、耐震診断を行った住宅の耐震改修工事
 - ▼補助対象となる耐震改修工事の費用が50万円以上の工事
 - ▼工事前の構造評点1.0未満のものを1.0以上の数値にする改修工事または、工事前の構造評点0.7未満を0.7以上の数値にする改修工事
 - ▼補助金交付決定後、工事に着手し平成30年2月15日までに完了するもの
 - ▼市税の滞納がないこと。
- ※交付決定前に着手・契約した工事は交付金を受けられません。
- 補助金の額
 - ▼耐震改修工事費が50万円以上87万円以下 一律20万円
 - ▼87万円を超えるもの 工事費の23%（上限50万円）
- 募集件数 3件（先着順）
- 受付期間 7月10日（月）～12月8日（金）
- ※土日祝日を除く

※両事業とも募集件数に達し次第締め切りますので、希望する人は早めに申請してください。申請に関する書類は建設課で配布します。詳細については問い合せてください。 ■申込・問合先 建設課（内線279）

下水道課からお願い

雨水が下水管に流れていませんか
下水道への雨水侵入防止に
協力お願いします

五條市の公共下水道は、トイレ・台所・お風呂などから出る汚水は下水管に、雨水は雨水管や水路に流す分流式下水道です。

大雨の日に大量の雨水が下水道施設に流れ込み、処理場の負荷が増大しています。またマンホールから汚水があふれたり、水圧で舗装等が破損する恐れがあります。

汚水ますの場所や点検方法が分からない、破損が見つかったので修繕したい、といった場合には、下水道課または五條市排水設備指定工事店に相談してください。

※指定工事店は五條市ホームページでも検索できます。「五條市 排水」で検索。

■問合先 下水道課
（内線395）

■異常がないか確認してください

▼雨どいが誤って汚水ますにつながっていませんか？

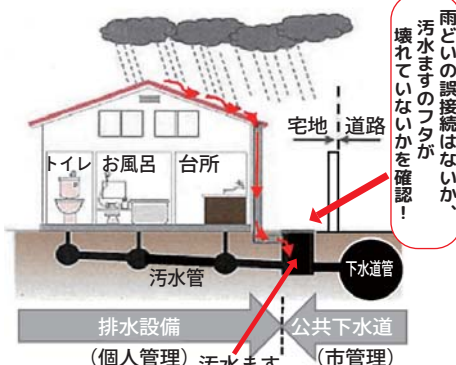
▼汚水ますのフタが壊れて、雨水が侵入していませんか？

▼雨の日に水道を使っていないのに、汚水ますの中を大量の水が流れていませんか？

■注意してください

▼雨の日に雨水を排水するために汚水ますのフタを故意に開けてはいけません。

▼市が指定した排水設備指定工事店でないと工事はできません。



身近な河川を守りましょう

しっかりと維持管理しましょう

浄化槽の

維持管理は

できていますか

あなたの身近な川はきれいですか？川の汚れの大きな要因は生活排水（トイレ、炊事、洗濯など）です。

下水道が接続されていない家の生活排水は、**浄化槽**によって処理された後、河川に放流されます。**浄化槽**は河川を「きれい」に保つ大切な役割を担っています。

きれいな河川を保つために協力をお願いします!!



■問合先 生活環境課
(内線391)

浄化槽を使用するには「3つの義務」があります

浄化槽は微生物の働きで生活排水を処理するため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理が必要です。維持管理には保守点検・清掃・法定検査があり、法律で定期的に行うことが義務付けられています。

①保守点検



- 毎年3回以上
(処理方式、使用状況等で異なります)
- 装置の調整・修理などを行います。
- 浄化槽保守点検業者に依頼してください。
- 問合先
奈良県景観・環境総合センター
☎0744・43・3414

②清掃



- 毎年1回以上
(全ばっ気方式の単独処理浄化槽においては6か月に1回以上)
- 浄化槽清掃業者に依頼してください。
- 問合先 クリーン・オアシス
☎22・4441

③法定検査



- 毎年1回
- 適正に管理（清掃と保守点検）をされているか、正常に働いているかを検査します。
- 問合先
(一社) 奈良県環境保全協会
☎0745・22・5161

設置費用の一部を補助



■申込・問合先 生活環境課
(内線391)

※申込書の配布・受付は4月から開始しています。
※年度内に補助できる件数には限りがあります。
※補助対象区域等の詳しい内容については、問い合わせください。

下水道事業認可区域以外の一般家庭で、平成29年度中に10人槽までの合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助する制度があります。

設置して川を守る
浄化槽設置費用の一部を補助します

駆除費用の一部を補助

- 補助金額** 駆除に要した費用の2分の1（上限1万円まで）
 - 手続方法**
 - ▼駆除前に申請してください。
 - ▼駆除後に次の書類を提出してください。
 - ① 駆除費用の領収書の写し
 - ② 駆除場所の位置図、見取図
 - ③ 駆除前後の写真を各1枚
- ※申込は先着順とし、予算が無くなり次第終了します。
- 問合先 生活環境課（内線391）



安全に暮らせる環境のため

スズメバチの巣の駆除費を補助します

初夏から秋にかけて活動するスズメバチの危険を未然に防止し、市民生活の安全を図るため駆除費用の一部を補助します。



- 補助対象**
 - ▼市内においてスズメバチの営巣している建物または土地の所有者、使用者や管理者である人（法人・国・地方公共団体は除く）
 - ▼駆除業者に依頼してスズメバチの営巣を駆除した人

※スズメバチの巣に限定しません。アシナガバチ等の巣は対象になりません。

国民健康保険

有効期限は7月31日までです

高齢受給者証・

特定疾病療養受給者証・
限度額適用認定証の更新

■新しい国民健康保険高齢受給者証
または、特定疾病療養受給者証を
郵送します

高齢受給者証(※1)または特定
疾病療養受給者証(※2)を7月下
旬に郵送します。

※1 平成30年7月31日までに75歳
になる人の有効期限は、誕生日の
前日までです。

※2 昭和20年7月31日以前に生ま
れた人の有効期限は、75歳の誕生
日の前日までです。

■国民健康保険限度額適用認定証と
限度額適用・標準負担額減額認定
証は申請手続が必要です

引き続き認定証が必要な人や新規
で交付申請する場合は、保険課の窓
口で申請手続を行ってください。

■持ち物 国民健康保険被保険者証
印鑑(現在認定証を持っている人
は認定証も必要)

※詳しくは、問い合わせてください。

■問合先 保険課

(内線267・367)

納期限までに納めましょう

国民健康保険加入世帯に

納税通知書を送付します

平成29年度の国民健康保険納税通知書を7月中
旬に郵送します。各世帯の課税額、納期限、納期別
金額、年金から特別徴収される金額などを納税通知
書に記載しています。

■普通徴収の世帯

(納付書または口座振替で納
付している世帯)

1年間の保険税を7月から
翌年2月までの8回に分けて
納付する方法と、7月に一括
で納付する方法があります。

■前年度に特別徴収で納付し
た世帯

(年金天引きで納付した世帯)

世帯構成に変更または、世
帯の中に今年度中に75歳にな
る人がいない場合、今年度も
特別徴収となります。65歳未
満の人が追加加入した場合な
どは普通徴収に変更になりま
す。

■問合先 保険課

(内線266、373)

■前年度中に特別徴収の要件
を満たした世帯

(65歳以上の加入者のみで構
成される世帯など)

納付方法が10月から特別徴
収になりますが、9月までは
普通徴収となりますので、納
付書で納付してください。

毎年、納税通知書到着後
は、窓口・電話ともに大変
混雑します。
皆さんのご理解とご協力
をお願いします。



■所得が少ない世帯への国民健康
保険税の軽減が拡充されました

世帯の前年分の所得が基準以下
の場合、保険税が軽減されます。
この軽減の基準となる所得額が引
き上げられ、保険税を軽減される
人が拡大されます。

※軽減を受けるには前年分の所得
を申告していることが必要です。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準	
	改正前	改正後
7割	前年の世帯の所得が33万円以下	改正前と同じ
5割	前年の世帯の所得が33万円 +(26万5千円×被保険者数)以下	前年の世帯の所得が33万円 +(27万円×被保険者数)以下
2割	前年の世帯の所得が33万円 +(48万円×被保険者数)以下	前年の世帯の所得が33万円 +(49万円×被保険者数)以下

※世帯主の所得は、国民健康保険への加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります。
※国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人数と所得を含めて算定します。

納め忘れもなく安心・確実、
納税は便利で確実な口座振替で

■問合先 保険税係
(内線266、373)

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、「口座振替」
ができます。申し込みは、市役所保険課、西吉野・大塔
支所、市内金融機関(関西アーバン銀行プラザ店を除く)
の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印す
るだけです。

後期高齢者医療保険・福祉医療

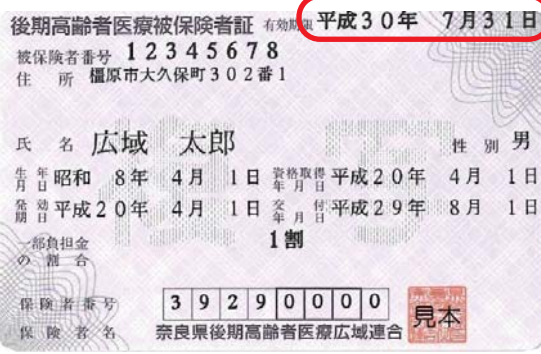
届いたら確認してください

後期高齢者医療保険の

被保険者証・保険料決定通知を郵送します

■後期高齢者医療制度の被保険者証が更新されます

8月1日から使用する新しい被保険者証が、7月中旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証は、**右上にある有効期限が「平成30年7月31日」**となっています。



※郵便を転送している人は、転送期間（1年）が経過していないか確認してください。

■保険料決定通知を郵送します

平成29年度の保険料決定通知を7月中旬に郵送します。普通徴収で保険料を納付される人と年金天引きがすぐに開始できない場合には、納付書と同封しますので、最寄りの金融機関、または市役所および各支所で納付してください。

昨年まで年金天引きの人でも普通徴収になる場合があります。封筒は必ず開封して身を確認してください。

保険料は被保険者みなさんの医療費を支える財源となりますので必ず納めてください。※保険料は平成28年中の所得に基づいて決定されます。



■「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について

市民税非課税世帯の人は、外来診療や入院時の入院費用・食事を減額できる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けます。

※認定書の交付は、市民税非課税世帯が条件です。同じ世帯の人が所得税・市民税の申告で市民税課税世帯となった場合は認定が取り消されます。

※昨年からの引き続き認定された人にも申請しなくても認定証を郵送します。

※8月1日以降に、新たに認定証の交付を受ける場合は保険課への申請が必要です。

■申請に必要なもの

①被保険者証、②印鑑

■問合せ 保険課

(内線393・373)



申請書類が届いたら手続を

福祉医療費助成の更新・新規申請手続

■問合せ 保険課

■現在受給資格がある人

現在の福祉医療費助成制度の受給資格は7月31日までです。8月以降も資格要件を満たす人で、必要な人には申請書類を郵送していただきます。更新手続をしてください。

■更新書類等の送付がない人は、自動更新されます。

※8月1日以降の受給資格は平成28年中の所得で判定します。

※福祉医療を受けるためには毎年申告が必要です。

■新しく申請する人

福祉医療制度の対象者で、新たに医療費助成制度を希望する場合は申請手続をしてください。申請方法、必要書類、所得要件等は事前に問い合わせてください。

※各福祉医療制度の助成対象者は、市内に住所があり、健康保険に加入している人で、次の要件に該当する人です。

福祉医療制度の対象者

制度名	対象者
子ども医療	0歳から中学生（卒業する年度の3月31日まで）の子
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人
ひとり親家庭等医療	①配偶者のいない父または母に扶養されている児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。以下同じ。） ②上記①の児童を扶養している配偶者のいない父または母 ③父母ともにいない児童 ④上記③の児童を養育している配偶者のいない祖父、祖母、兄または姉等
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人

※子ども医療以外は所得制限があります。

介護保険

65歳以上の皆さんに

平成29年度介護保険料納入通知書を
7月初旬に郵送します

■介護保険料の決まり方

65歳以上の皆さん（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出した「基準額」をもとに、世帯の所得に応じて、下の表のとおり算定されます。

平成29年度の五條市の「基準額」は、年額71400円（月額5950円）です。また、所得段階が第1段階の人については、保険料の軽減（基準額×0.50から基準額×0.45へ）が平成28年度から引き続き行われます。

※基準額は平成28年度と同額です。

介護福祉課



わからないことがあれば、気軽に問い合わせください

第1号被保険者を所得別12段階に分けた介護保険料率表

所得段階	対象者	調整率	保険料
第1段階	▼生活保護を受給している人 ▼老齢福祉年金を受給している人で、世帯全員が住民税非課税の人 ▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	32,130円
第2段階	▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.70	49,980円
第3段階	▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	53,550円
第4段階	▼世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	64,260円
第5段階	▼世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額×1.00	71,400円
第6段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	85,680円
第7段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	92,820円
第8段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	107,100円
第9段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	114,240円
第10段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	124,950円
第11段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	128,520円
第12段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.00	142,800円

■介護保険料の納め方

原則として年金から納めることになります。支給している年金額等によって納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から対象になります。

①年金が年額18万円以上の人は年金から天引き（特別徴収）になります

▼年金の定期払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれて年金が支給されます。
※年度途中で65歳になった人や他市町村から転入した人は、すぐに特別徴収できないので、納付書等での納付（普通徴収）になります。

②年金が年額18万円未満の人は納付書等での納付（普通徴収）になります

▼介護福祉課から送付する納付書で個別に保険料を納めます（年8回）。
▼納付場所は市指定の金融機関または介護福祉課、各支所の窓口となります。
▼口座振替で保険料を納めることもできます。手続は、保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印をもって、介護福祉課、各支所または市指定の金融機関で申し込んでください。

※介護保険料の年額や納め方については、7月初旬に郵送する書類で確認してください。

介護保険

■介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じた介護給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割または2割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ず納めてください。

▼1年以上滞納すると

サービス利用時に費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで9割または8割相当分が支払われます。

▼1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

▼2年以上滞納すると

納期限から2年以上滞納すると、時効により保険料を納めることができなくなり、サービスを利用したときの利用者負担が3割になるとともに、高額介護サービス費や食費・居住費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）が受けられなくなります。



■問合せ 介護福祉課

(内線294・400)

※上記給付の制限とは別に、滞納が続くと、介護サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づく滞納処分（預貯金の差し押さえなど）を行う場合があります。

滞納している保険料がある人は、必ず介護福祉課に相談してください。

今年の8月1日からの

介護保険負担割合証を

送付します

要支援・要介護認定を受けている人および総合事業の対象者に、利用者の負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。有効期限は8月1日から平成30年7月31日までです。

また、今年の「介護保険負担割合証」は**緑色**（前年は青色）となっておりますので、間違えないように注意してください。

第1号被保険者（65歳以上の人の負担割合は、一定以上の所得のある人は2割負担、それ以外の人は1割負担となります）。

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者（64歳未満の人）は一律1割負担です。

■問合せ 介護福祉課

(内線294・400)

公募するサービスの種類等

整備対象事業	優先整備圏域	該当地区名
認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	五條東中学校区 (1事業所)	宇智地区、北宇智地区、 南阿太地区、大阿太地区
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む) ※登録定員29人	五條中学校区 もしくは 五條東中学校区 (1事業所)	五條地区、阪合部地区 (五條中学校区) もしくは 宇智地区、北宇智地区、 南阿太地区、大阿太地区 (五條東中学校区)

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため 地域密着型サービス事業者を公募します

五條市では、「五條市老人保健福祉計画及び第6期五條市介護保険事業計画」を定め、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。安定した経営と質の高いサービスを確保するため、事業所候補者を公募します。

整備目標年度 平成29年度

スケジュール

- ▼応募受付 7月12日～28日
- ▼選考期間 7月31日～9月中旬ごろ
- ▼結果公表 9月下旬ごろ

※スケジュールは変更する場合があります。

応募方法

公募申込書に必要な書類を添えて、応募受付期間内に申し込んでください。※詳細はホームページで確認してください。様式等もダウンロードすることができます。



■問合せ 介護福祉課 (内線400) FAX 25・0294 メール kaigofukushika@city.gojo.lg.jp

精神障害者医療助成の更新・申請

必要な人は手続してください 精神障害者医療費助成

更新・新規申請手続を受け付けます

現在、精神障害者医療費助成制度を利用している人の受給資格は7月31日で一旦満了します。更新・新規の手続については次のとおりです。

■現在受給資格がある場合

※今年度から、更新方法が変わります。

▼資格要件および所得を確認できた人

自動更新になるので、手続は不要です。現在、医療費受給資格証を持っている人は、7月下旬に新しい資格証を郵送します。

▼資格要件および所得を確認できなかった人

6月下旬に申請書類を郵送していただきますので、内容を確認し、早めに更新手続を行ってください。更新手続をしないこと、8月1日から制度の適用を受けられません。
※詳しくは問い合わせてください。

■問合せ先 社会福祉課
(内線209・299)

■新たに申請する場合

資格要件に該当し、新たに医療費助成制度を希望する場合は申請手続を行ってください。申請方法・必要書類・所得要件等は事前に問い合わせください。

■助成を受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する人です。ただし、所得制限があります。

▼精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている人

▼市内に住民票があり、健康保険に加入している人

▼福祉医療制度(子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障害老人等医療)を利用していない人

社会を明るくする運動

7月は、 社会を明るくする運動強調月間

**犯罪や非行のない安全・安心な地域
社会を築くための取組を進めよう。**

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中は、街頭啓発、小・中学生による作文コンテスト、広報車による市内巡回啓発、「愛の善意」募金運動等の活動を行います。

保護司による電話相談

更生保護「ひまわりテレホン相談」

☎0742・20・6000

月～土曜日(祝日を除く) 13時～16時

五條地区保護司会

☎0747・24・3011

月～金曜日(祝日を除く) 13時～16時

犯罪や非行をした人たちやその家族からの電話相談を受付けています。どんな些細な事でも結構です。ひとりで悩まないで、電話してください。

内閣総理大臣メッセージ伝達式

■日時 7月3日(月) 16時～

■場所 更生保護サポートセンター五條
(旧消防庁舎前)

■問合せ先 社会福祉課(内線209)

消費生活相談窓口 からお知らせ

「訪問販売お断りステッカー」を活用してください

奈良県では本年4月から、消費生活条例に「訪問販売お断りのはり紙をすること

で、勧誘を拒絶する意思にあたる」と明記しました。

これは都道府県初の取組で、玄関先などにステッカーを貼っている家を訪問した場合は、条例違反となります。違反した業者は勧告を受け、それでも是正されない場合は、社名が公表されます。

この改正を受け、五條市消費生活相談窓口では**五條市オリジナルのステッカーを作成**しました。自治会を通して、7月初旬までに全戸に配布される予定です。

※届かない場合や、玄関先と勝手口の2か所に貼りたい場合などは問い合わせてください。

■問合せ先 消費生活相談窓口
(内線386) 毎週月・木10時～15時

みどり園だより

みどり園だより

みどり園の開園時間



ごみ等の持ち込み時間

■指定袋入りおよび資源物
8時30分～11時50分
13時～16時

■計量が必要なごみ
9時～11時50分
13時～16時

※事前申請が必要です。

11時50分～13時の間は大型重機による資源物の積み込み作業をしており、危険が伴いますので門を閉めています。ご理解・ご協力よろしくお願ひします。

また事前申請の試行期間が終了しましたので、7月からみどり園にごみを持ち込む前(当日電話可)に必ず申請してください。

■問合せ先

みどり園

☎24・4111

刈草たい肥を配布します

昨年度配布して好評だった刈草たい肥の袋詰めが、今年もできました。みどり園で配布しますので、事務所に声をかけてください。



■ごみ集積場整備を補助します

みどり園では集積場を新設するなどの場合、事業費の一部を補助しています。補助率は通常事業費の3分の2で、その上限は30万円です。網掛け(鳥よけネット)も補助金の対象となりますので設置前にみどり園まで相談してください。

水道料金の改定を目指して準備を進めます

水道料金改定への意見・答申をいただきました

昨年8月から、市民・企業・市議・学識経験者で構成された8人の委員による水道料金等審議会で会議を重ねてきましたが、第5回会議(5月29日)で水道料金改定に対する意見がまとまり、市長に対し答申されました。

今後は、答申内容と審議会でのご意見をもとに、老朽管更新事業等実施資金確保のため、20年ぶりの料金改定を目指して準備を進めていきます。

※市長からの諮問内容と、答申内容の一部を市ホームページに掲載しています。



■問合せ先 水道局
(内線 321)

政治倫理を確立するため

五條市長の資産を公開します

政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例に基づき、五條市長の資産等の概要を、市民の皆さまにお知らせします。

なお、五條市長の資産等補充報告書の内容については、昨年新たに有することとなった資産についてお知らせするものです。

1 市長の資産等補充報告書の内容
(平成28年12月31日現在)
昨年1年間に新たに有することとなった資産はありません。

2 所得等報告書の内容
(前年の所得)
不動産所得
108万7462円
(借地収入)
給与所得
1109万5968円
(五條市長・奈良県広域消防組合議会議員)

3 関連会社等報告書の内容
(平成29年4月1日現在)
(報酬を得て役員・顧問等の役職に就いている会社等)
奈良県広域消防組合議会議員

■問合せ先 秘書課(内線202)

五條市議会議員選挙の選挙期日等の決定について

平成29年11月30日任期満了に伴う五條市議会議員選挙について、次のとおり選挙期日等を決定しましたのでお知らせします。

■問合せ先 選挙管理委員会事務局(内線231)

■選挙の期日	11月19日(日)
■選挙期日の告示日	11月12日(日)
■立候補予定者説明会	▼日時 10月4日(水)14時～ ▼場所 中央公民館
■開票の日時・場所	▼日時 11月19日(日)21時～ ▼場所 五條小学校体育館

～公職選挙法の改正により、選挙年齢が「満18歳以上」に引き下げられています～

マイナンバー

個人番号(マイナンバー)カード・通知カードは受け取りましたか

休日受け取り窓口

マイナンバーカードの相談も受け付けています

7/23 (日)
9時～13時

市役所市民課で休日窓口を開設し、個人番号カードの交付、通知カードの受け取りができます。

■ 問合先 市民課 (内線503)

※通常の窓口業務は行いません。

※郵便配達時に不在等で受け取られず、郵便局での保管期間を経過した通知カードは、市役所市民課で保管しています。



② 本人確認書類 (有効期間内のものに限る)

① 印鑑

▼ 通知カードの受け取り

※受け取りは原則本人に限ります。本人が病気や身体の障害のため、来ることが難しい場合は代理人に受け取りを委任できます。その場合は診断書等の書類が必要です。詳細は問い合わせてください。

③ 交付通知書 (はがき)
④ 通知カード
⑤ 住民基本台帳カード (持っている人のみ)

② 本人確認書類 (有効期間内のものに限る)

① 印鑑

▼ 個人番号カードの受け取り

■ 必要書類



国民年金保険料を納めていますか

免除の種類と承認された後の納付額
(平成29年度の月額保険料 16,490円)

全額免除	0円
4分の3免除	4,120円
半額免除	8,250円
4分の1免除	12,370円
納付猶予	0円

※一部免除の保険料を納めなかった場合は、未納扱いになります。

経済的な理由等で納付が困難な場合には、未納のまま放置しないで「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」を申請してください。

あります。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害や死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受けとることができない場合があります。

知っていますか
国民年金保険料の

免除制度

☎ 0745・22・3531

▼ 大和高田年金事務所

(内線268、300)

▼ 市民課年金係

■ 申込・問合先

※免除が承認されると、付加年金および国民年金基金は利用できません。

※免除・猶予期間の国民年金保険料を、10年以内であれば納めることができる追納制度があります。

※猶予期間は資格期間には算入されませんが、年金額の計算上は含まれません。

※将来受けとる年金額は全額納付したときに比べて少なくなります。

※猶予期間中は資格期間には算入されませんが、年金額の計算上は含まれません。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

※本人・配偶者・世帯主の前年度所得により承認されない場合があります。

日本年金機構から黄色の封筒が届いた人は年金を受け取ることができます

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が「10年」に短縮されました。黄色い封筒が届いて、まだ、請求手続をしていない人は、年金事務所で手続を行ってください。



「ねんきんダイヤル」

☎ 0570・05・1165 (いい老後)

IP電話からは

☎ 03・6700・1165

月曜日 8時30分～19時

火～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時

こそだてひろば

五條市子育て支援センターの 愛称を募集します

乳児や幼児およびその保護者が相互の交流を行う場として、イオン五條店内に五條市子育て支援センターの整備を進めています。新しい施設が皆さんに親しんでもらえる施設になるように愛称を募集します。



■応募作品の条件

▼乳児や幼児の子育て支援をイメージし、覚えやすく親しみやすいもの

▼自作の未発表のもので、他者の知的財産権を侵害しないもの

■応募資格

市内に在住または勤務する人。年齢不問。個人での応募に限ります。

■応募方法

次の①～⑦を記入し、児童福祉課窓口もしくは郵送、またはFAXで応募してください。

■応募方法

- ①愛称
- ②愛称を選んだ理由 (簡単な説明)
- ③住所
- ④氏名 (フリガナ)
- ⑤年齢
- ⑥職業
- ⑦電話番号

■応募先

〒637-8501
五條市本町1丁目1番1号
五條市役所 児童福祉課
「五條市子育て支援センター
愛称募集係」宛
または FAX 22・4039

■問合せ先 児童福祉課
(内線 349)

※様式は自由ですが、五條市ホームページから応募用紙をダウンロードできます。

■募集期間

7月3日(月)～7月31日(月) 必着

※窓口で提出の場合は平日8時30分～17時15分

■結果発表

「広報五條」、「五條市ホームページ」等で発表します。

農業の担い手を育てるために 賀名生分校で 全国募集スタート

五條高校賀名生分校では、平成30年度入学者選抜から、県外の人も志願できる全国募集を開始します。豊かな環境の中、職業につながる実践的な農業を学ぶ高校生活を提供します。

■全国募集の目的

①市内農業従事者の減少や高齢化などの課題解決を目指し、地域の農業を支える人づくりに役立てます。

②若者を五條に招致し、農業や学校行事などを軸に地域の皆様と交流し、元気なまちづくりに貢献します。

■募集学科および入学者選抜

①募集学科は農業科です。平成29年度入学者選抜から農業科単独の募集としています。

②入試情報は、7月初旬に県教育委員会から配布予定の「入学者選抜概要」で広報します。

■学校見学会

①実施時期(年2回実施)

8月19日(土)、12月2日(土)

両日とも、9時～15時の日程で実施します。

②主な内容 学校紹介、体験実習、地域農業の見学、寄宿舎見学など。

■問合せ先

五條高校賀名生分校 ☎32・0043

▼教育総務課(内線823)

進学を支援します

五條市高等学校等 進学奨励支度金 給付申請のお知らせ

勉学の意欲がありながら経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への進学が困難な人に対し、進路の保障を図り、進学の意欲を高めるため奨励支度金給付制度を設けています。

■対象となる人 次の要件すべてに該当する人が対象です。

▼平成29年4月以降に奈良県高等学校等奨励支度金、五條市育英会奨励支度金、生活福祉資金(修学資金)、または母子・父子・寡婦福祉資金(修学資金)のいずれかの交付決定を受けている人

▼五條市に居住し、平成29年3月に市内の中学校を卒業し、高等学校(定時制・通信制を含む)・高等専門学校に入学した人

■提出期限 8月10日(木)

■申請・問合せ先 学校教育課
(内線819)

みんなで遊ぼう！

五條児童館

五條児童館は、市内に在在する18歳未満の子どもたちが自由に過ごせる施設です。友だちとおしゃべりしたり、読書や宿題をしたり、楽しく過ごしてみませんか。
家庭用プールを使った水遊びも予定しています。

毎週火・木 **本やお話に親しもう**

おはなし広場

紙芝居や絵本の読み聞かせをします。みんなで楽しみましょう！（5歳までの児童と保護者）

■日時 毎週火・木曜日
13時～13時30分

第1月曜日 **成長の記録を残そう**

毎月1回、児童館でお子さんの身長、体重を計測します。

■日時 第1月曜日
9時～17時（いつでも）

■申込・問合先 五條児童館
☎22・22228
（平日8時30分～17時15分開館）

バンビの広場



1歳児対象

毎週水曜10時～11時
（H27.4/2～H28.4/1生対象）

ぴよぴよの広場



生後6か月～

毎週火曜10時～11時
（H28.4/2生～）

市内保育所 臨時職員 学童保育所 登録受付中

■問合先 児童福祉課（内線349）

2歳児対象

おたまじゃくしの広場



毎週木曜10時～11時
（H26.4/2～H27.4/1生対象）

1歳～5歳

つどいの広場

毎週月・金曜日

9時30分～11時30分

（カルム五條で開催・申込不要）

これから暑くなる時期を迎えます。天気のよい日はカルム五條の1階テラスで、シャボン玉や水遊び等で遊ぶことも予定しています。

※着替え・タオル・お茶等を持ってカルム五條へ遊びに来てください。

※いつもどおり室内遊びになる日もあります。（日程は月初めにお知らせします。）



夏休みの宿題に 夏休み工作教室

ペットボトルを使って

紙粘土工作をしましょう。

■日時 7月27日（木）

13時～15時

■場所 五條児童館

■対象 小学生

■募集人数 20人程度

■持ち物 お茶・タオル

■申込方法 7月21日（金）

までに電話または来館して申し込んでください。

■申込・問合先 五條児童館

☎22・22228

